

新潟県公安委員会規則第7号

質屋営業法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年6月27日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

質屋営業法施行細則等の一部を改正する規則

(質屋営業法施行細則の一部改正)

第1条 質屋営業法施行細則（昭和37年新潟県公安委員会規則第16号）の一部を次の表のように改正する。
(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前						
別記様式第12号（第6条関係） 聴聞公示書 (略) 1・2 (略) 3 <u>事案番号</u>	別記様式第12号（第6条関係） 聴聞公示書 (略) 1・2 (略) 3 <u>当事者(不利益処分の名あて人となるべき者)</u><table><tr><td>号</td><td>住所又は居所</td><td>氏名又は名称</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	号	住所又は居所	氏名又は名称			
号	住所又は居所	氏名又は名称					

(古物営業法施行細則の一部改正)

第2条 古物営業法施行細則（昭和37年新潟県公安委員会規則第17号）の一部を次の表のように改正する。
(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前						
別記様式第 6 号（第 7 条関係） 聴聞の開催について（公示） (略) 1 <u>事案番号</u> 2・3 (略)	別記様式第 6 号（第 7 条関係） 聴聞の開催について（公示） (略) 1 <u>聴聞の件名</u> 2・3 (略) 4 <u>当事者(不利益処分の名あて人となるべき者)</u><table><tr><td>番号</td><td>住居又は居所</td><td>氏名又は名称</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	番号	住居又は居所	氏名又は名称			
番号	住居又は居所	氏名又は名称					

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成23年新潟県公安委員会規則第8号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前				
別記様式第11号 （第9条関係） 聴聞開催公示書 (略) 1・2 (略) 3 <u>事案番号</u>	別記様式第11号 （第9条関係） 聴聞開催公示書 (略) 1・2 (略) 3 <u>不利益処分の名あて人となるべき者</u><table><tr><td>住所 (法人の場合は本店 所在地)</td><td>氏名（法人の場合は 法人名及びその代表 者の氏名）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	住所 (法人の場合は本店 所在地)	氏名（法人の場合は 法人名及びその代表 者の氏名）		
住所 (法人の場合は本店 所在地)	氏名（法人の場合は 法人名及びその代表 者の氏名）				

(銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正)

第4条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年新潟県公安委員会規則第10号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前						
別記様式第12号（第13条関係） 聴聞の開催について（公示） (略) 1・2 (略) 3 <u>事案番号</u>	別記様式第12号（第13条関係） 聴聞の開催について（公示） (略) 1・2 (略) 3 <u>当事者(不利益処分の名あて人となるべき者)</u><table><tr><td>番号</td><td>住所又は居所</td><td>氏名又は名称</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	番号	住所又は居所	氏名又は名称			
番号	住所又は居所	氏名又は名称					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。